

南部広域行政組合

令和4年

第2回議会（臨時会）

会議録

期	日	令和4年5月26日（木）
会	期	1日間
場	所	南部総合福祉センター 1階 ホール

令和4年 第2回 南部広域行政組合議会(臨時会)

招 集 年 月 日	令和4年5月26日(木)		
招 集 の 場 所	八重瀬町中央公民館 ホール(2階)		
開会の日時・宣告	令和4年5月26日(木)14時00分	議 長	新垣 繁人
閉会の日時・宣告	令和4年5月26日(木)14時49分	副議長	金城 憲治
会 期	1日間		
会議録署名議員	1番 大田 守 2番 長嶺 安浩		
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		
出席議員[18名]			
1番 大田 守	2番 長嶺 安浩	3番 瀬長 宏	
4番 新垣 繁人	5番 平田 安則	6番 知念 俊也	
7番 上原 勝彦	8番 宮城 勝也	9番 徳田 将仁	
10番 上原 晃	11番 金城 憲治	12番 大城 誠一	
13番 宮里 洋史	14番 玉城 保弘	15番 宮平 清志	
18番 幸地 弘	19番 仲松 正敏	20番 安里 道也	
欠席議員[2名]			
16番 山城 雅雄	17番 比嘉 正樹		
地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席した者の職・氏名			
理事長 古謝 景春	副理事長 當 銘 真 栄		
事務局長 仲間 智紀	総務課長 上 間 論	兼 計 管 理 者 上 原 敏 一	兼 会 計 課 長 上 原 敏 一
研究所長 大城 讓次	研 究 所 新 垣 誠	兼 新 準 備 課 長 金 城 司	兼 指 導 主 事 長 金 城 司
系 長 喜 友 名 等	兼 東 部 環 境 課 長 安 里 勉	兼 新 準 備 課 長 知 念 正 樹	兼 指 導 主 事 長 知 念 正 樹
職務のため議場に出席した者の職・氏名			
主管兼係長 久志 桂子	主 査 玉 城 良 朗	主 査 新 垣 美 智 子	
主管兼係長 宮里 紀子	課長補佐 島 袋 盛 一	主 任 上 間 公 太	

議 事 日 程

1. 開会宣告

2. 議事日程

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 1 1 号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 1 2 号 令和 4 年度 南部広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 1 3 号 令和 4 年度 南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 1 4 号 工事請負契約の締結について

3. 閉会宣告

令和4年第2回南部広域行政組合議会（臨時会）

会 議 録

（開会：14時 00分）

◎欠席の報告

○議長（新垣繁人）

皆さん、おはようございます。

始まる前に、16番山城雅雄議員、17番比嘉正樹議員から欠席する旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

◎開会の宣告

○議長（新垣繁人）

ただいまの出席議員は、18名で会議は成立いたします。

これより令和4年第2回南部広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

（開会：14時 00分）

◎日程第1 議席の指定

○議長（新垣繁人）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第2条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（新垣繁人）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において1番大田守議員、2番長嶺安浩議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（新垣繁人）

日程第3、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第4 議案第11号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第4、議案第11号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

理事長。

○理事長（古謝景春）

議案第11号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年5月26日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

提案理由といたしまして、国の人事院勧告、県の沖縄県人事委員会勧告、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び組合構成市町村の状況を踏まえ、改正する必要があるため提案する。よろしくお願いたします。

詳細につきましては、担当課のほうから御説明をいたします。

○議長（新垣繁人）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、別紙の資料1の概要で説明をいたします。概要をお開きください。

まず、改正内容につきましては、人事院勧告、沖縄県人事委員会勧告及び組合の構成市町村等を参考に、職員の期末手当に係る支給率を改正するため、この条例を改正しようとするものであります。

1の一般職員及び再任用職員の期末手当の改正につきましては、(1)一般職員の期末手当の支給月数を0.15引き下げます。年間4.45月を4.3月に改めます。そこで、一般職員の6月、12月の期末手当支給月数は、現行1.3月を、改正案1.225月に改めるという内容になっております。

(2)再任用職員の期末手当の支給月数を0.1月分引き下げる。年間2.35月を2.25月に改めます。再任用職員の6月、12月の期末手当の支給月数は、現行0.725月を、改正案の0.675月に改めます。

附則の施行日につきましては、公布の日からとなっております。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

これで議案第11号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

今回の人事院勧告については、ボーナスの0.15減っていて、給与は据置きという人事院勧告出ていたんですが、それに倣っての提案だと思うんですが、今回、1人当たり平均どれぐらい年間減額になるのか。それと、会計年度の皆さんの対応というのはどうなっているのか。

2点、お願いいたします。

○議長（新垣繁人）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、3番瀬長議員の御質問にお答えいたします。

今回の給与条例につきましては、プロパー職員のみ該当になりますので、変動につきましては、プロパー職員のみで回答させていただきます。今回の0.15月を下げたことによって、年間、本組合の場合は約39万6,000円影響が出ております。

それと、会計年度任用職員につきましては、率のみ変更になっておりますので、条例の改正はございません。ただ、影響のほうは出しておりませんが、正職員同様に、率を一部変更したために、条例を準用するので変更することになっております。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより、議案第11号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第12号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第5、議案第12号 令和4年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

理事長。

○理事長（古謝景春）

議案第12号 令和4年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

令和4年度南部広域行政組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ720万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,625万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月26日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

詳細につきましては、担当のほうから御説明いたします。

○議長（新垣繁人）

会計課長。

○会計課長（上原敏一）

議案第12号につきまして御説明いたします。

一般会計補正予算書（第1号）（案）の次でございます、資料2、令和4年度一般会計補正予算（第1号）概要で御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入。

4款繰入金、補正額720万1,000円の増。主な理由は、一般廃棄物最終処分場分の財政調整基金からの繰入れでございます。

合計、補正額720万1,000円の増でございます。

歳出。

3款衛生費、補正額720万1,000円の増。2項最終処分場費、補正額720万1,000円の増。主な理由は、工事の一時中止に伴う補償でございます。

合計、補正額720万1,000円の増となっております。

2ページに令和4年度事業別歳入補正予算（第1号）、3ページに令和4年度事業別歳出補正予算（第1号）、4ページに令和4年度事業別基金現在高（予算ベース）を添付しております。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

工事の一時中止に伴う費用負担について御説明申し上げます。

昨年5月の豪雨による災害に伴い、本工事は一部中止と全部中止の期間がありました。6月1日から9月10日まで一部中止、9月11日から翌年2月末日までは工事の全部が中止しております。そこで、受注者より請負契約第20条第3項の規定に基づき、災害等による工事の中止に係る損失補償を求められております。

工事の全部中止に伴う費用負担については、防衛省補助の対象になりますが、一部中止については補助がつかないため、組合の基金から取り崩して支払いすることについて、去る16日の理事会

で承認をいただきましたので、本補正予算の議案上程となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（新垣繁人）

これで議案第12号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより、議案第12号 令和4年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第13号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第6、議案第13号 令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

理事長。

○理事長（古謝景春）

議案第13号 令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和4年5月26日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

詳細につきましては、担当課のほうから御説明いたします。

○議長（新垣繁人）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

予算書の2ページを御覧ください。

第1表、債務負担行為。

事項、カラー複合機賃貸借及び保守業務。期間、令和9年度、限度額12万6,000円。

3ページの下段になりますけれども、カラー複合機賃貸借保守業務の12万6,000円の追加になります。理由としましては、2月の定例のほうで、上段にあります62万7,000円の予算が成立しているんですけども、速やかにカラー複合機の更新手続を行いましたけれども、世界的な半導体不足でOA機器のメーカーさんのほうから納期がいつになるか分からないということで、また複合機のリースが60か月という縛りがございまして、年度を越すということでこの1か年分、年度分の追加になっております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

これで議案第13号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより、議案第13号 令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第14号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第7、議案第14号 工事請負契約の締結について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

理事長。

○理事長（古謝景春）

議案第14号 工事請負契約の締結について御提案申し上げます。

被覆型一般廃棄物最終処分場建設工事（第三工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1、契約の目的、被覆型一般廃棄物最終処分場建設工事（第三工区）。
- 2、工事場所、南城市玉城字奥武地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約の金額、3億5,238万5,000円。

5、契約の相手方、株式会社第一建設・株式会社照屋土建・有限会社大皓設備特定建設工事共同企業体。

令和4年5月26日提出。南部広域行政組合理事長、古謝景春。

提案理由といたしまして、被覆型一般廃棄物最終処分場建設工事（第三工区）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。これが議案を提出する理由であります。よろしく願いをいたします。

詳細につきましては、担当課のほうから御説明いたします。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

議案第14号 工事請負契約の締結について御説明いたします。

本議案は、被覆型一般廃棄物最終処分場建設工事に伴う工事請負契約でございます。現在、B棟第二工区の工事を行っている特定建設工事共同企業体と随意契約を行いたいと考えております。

今回提案の工事は、第二工区の関連工事でありますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づく随意契約であります。なお、5月24日に当該特定建設工事共同企業体と仮契約を締結しましたので、本日、仮契約の写しを追加しております。

続きまして、資料3の工事概要を御覧ください。

1、工事名、被覆型一般廃棄物最終処分場建設工事（第三工区）。

2、工事完了期限、令和5年3月31日。

3、工事内容、工事内容につきましては、B棟内の遮水工事や浸出水及び地下水工事、機械設備工事、また、施設敷地内の搬入路工事や防護柵の設置工事等が主な内容であります。

令和5年3月末の完了を予定して進めております。

議員の皆様には、当初から大きく完成が遅れることにつきまして、お詫びを申し上げます。

説明は以上になります。

○議長（新垣繁人）

これで議案第14号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

5番平田安則議員。

⑤議員（平田安則）

南城市の平田でございます。よろしくお願いいたします。

随意契約ということで、地方自治法施行令第167条の2の1項の規定によりますっていうことがありますが、具体的にですね、この1項の中で具体事例が9項目示されて、その中でどの項目に当てはめて今回の随意契約に至ったのか。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

お答えいたします。

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定は、競争入札に付することが不利と認められるであります。

では、どういうところが不利と認められるかということですが、随意契約ガイドラインの適用基準におきましては、当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事という事項がございます。今回のケースにつきましては、それに該当するというので、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づく随意契約に該当しているものとして考えております。

以上になります。

○議長（新垣繁人）

5 番平田安則議員。

⑤議員（平田安則）

今のはですね、理解できました。

あと一点、二工区の業者さんにそのまま、災害があつて、災害復旧という性質上、仕方ないのかなとも思いながらですね、方法として、あと幾つかあると思うんです。例えば、設計変更でやるという場合もあるけども、これは日本の会計法上 35%以内という縛りがあるので、そこら辺もしっかりと精査されていると思いますけども、そこら辺の関係についてまずどういうふうに精査されたのか。

それともう一つ、今回の随意契約に当たって、二工区、三工区となると当然、同じ業者さん、同じ場所ということ、契約上、隣接工区扱いということ、いろいろな縛りが出てくるんだけど、そこら辺についてどういうふうクリアしているのかどうか。

それと、前の請負契約の分と、今回の随意契約の違いがあると思うんだけど、そこら辺をどういうふう処理されて今回の全体契約に至ったのか。そこら辺の説明、お願いいたします。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

(休憩：14 時 21 分)

(再開：14 時 21 分)

○議長（新垣繁人）

再開します。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

本随意契約について、御質問についてお答えします。

この随意契約をなぜ随意契約とするかということからちょっと申し上げたいと思いますけども、本工事は、現在施工中の第二工区の残工事でありまして、継続して工事を発注することにより、工事の利便性や迅速な対応が求められます。

また、近年、新型コロナウイルス等の社会情勢の影響で、施設の設備に必要な半導体の入荷が大幅に遅れることが予想され、年度内に完了が厳しくなる状況になります。現在稼働している A 棟が収容の 75%に達し、来年 8 月末には満杯になり、受入れができなくなる状態にあることから、早期の完成が必要であります。

諸事情を考慮しまして、現在、契約相手であるJVの3業者と継続して工事を受注させることが有効であると判断して、地方自治法第167条の第6項に基づき随意契約としたいということが、主な理由でございます。

第二工区と第三工区のすみ分けということでありましたけれども、先ほど申しましたとおり、第二工区につきましては、もともとこの工事につきましては、令和3年度で完了予定でありました。令和3年度のパネル崩落におきまして工事が延びたということでございますが、当初は令和3年度に一つの工事として工種でありましたので、これは関連性があるものということもございまして、第二工区を先に、ある程度の工事を先に進めまして、それがある程度落ち着きましたら第三工区の工事に取りかかって工事を施工させたいということでもあります。

それにつきましては、防衛局のほうとも調整をしまして、了解を得ております。

以上になります。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

（休憩：14時23分）

（再開：14時23分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

今の延長で、ちょっと理解できない部分について説明いただきたいんですが、地方自治法施行令の167条の2第1項第6号というふうに私、理解すれば、競争に付することが不利と認められる場合にはこういう随契ができますよと。競争入札に付するほうが随意契約によるより、経費や納期、工期で不利となることが認められた場合に適用する。その場合について、工事においては、契約履行中の施工業者に移行させたほうが工期の短縮、経費の節減が確保できる場合、あるいは、追加工事を施工する場合、あるいは、本体工事と密接に関連する附帯的な工事を施工する場合というふうに限定的に、本来、競争入札でやるべきことは随意契約でやっても法的には可能だというふうな解釈になるんですが、今回、明らかに第三工区というふうに分けているんで、それは別物の工事として分けて皆さんは発注するというので、第三工区というふうに区分けをしているはずなんですね。追加工事でもなければ、附帯工事でもなくて、別の工事として位置づけて発注しているというふうな形態からすると、この167条の2第1項の第6号、これには該当しないと思うんですが、政府によると、少額随意契約の場合、あるいは、競争性のない随意契約の場合、あるいは、落札ができなかった場合の随意契約の場合、緊急性があった場合の随意契約は、こういうふうに法に反して本来入札ですべきことを随契でできるという4つの要件を具体的に示している。それを見ても、今の説明には該当しないんですよ。

もうちょっと詳しく、要するに根拠法令の説明を議員に分かる内容で、かみ砕いて説明していただきたい。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

(休憩：14時26分)

(再開：14時27分)

○議長（新垣繁人）

再開します。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

お答えします。

今、新規の事業ということで、新たに入札すべきではないかという御質問なんですけれども、こちらは先ほど申しましたとおり、当初、令和2年度の予算において、令和3年度で完成する予定でございましたが、崩落の災害によって、今回の新たな追加工事として防衛の補助を受けております。

この工事を分けた理由につきましては、防衛省の補助の予算の都合上、それではか工事の補助がつけなかったものですから、本来一体としてやるべきではありますけれども、予算の都合上でそういう新規で追加という形を取ったことが一つの要因でございます。

それと、新たに追加工事を入札すべきではないかということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、これは令和3年度の追加予算でありますので、繰越予算ですので、年度内の完成が必須で、必要となっております。ですので、これから入札を行いますと、2か月以上諸準備にかかって、年度内の完了が非常に厳しくなるという要因もございます。

そういったもろもろの事情もございまして、今回、追加工事になりますが、第二工区と継続性ということもございまして、167条の2第1項第6号の規定に基づいて、随契としたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（新垣繁人）

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

ちょっと理解はまだ自分できないんですが、組合の契約規則第27条では、要するに随契は、工事であれば130万までと。これを超えてやる場合については、当然、相見積りという形で2か所、3か所あたりから見積りを取って、適度に安いところに契約するというのが規則でもうたわれているんですが、こういう対応はされましたか。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

(休憩：14時30分)

(再開：14時31分)

○議長（新垣繁人）

再開します。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

お答えします。

見積り徴取についてですが、今回、他の業者からの見積り徴取はしておりません。先ほどから申し上げておりますが、今回の工事につきましては、事故繰越の一体となった工事、残工事になりま

すので、同じ敷地内で別の業者が入るということも、また一つ安全面等々、問題も出るということも考慮しまして、やはり、そういう一体となって継続した形で工事を進めていかなければいけないのかということ調整いたしまして、そういう結論に至りました。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

理事長。

○理事長（古謝景春）

理事の中でもそういう疑問が起こってございましたけども、私も同じように、これだけの大きな額を別発注もできないというようなことも当初申し上げたんですけど、現場を見て、ああ、なるほどということで、これはいわゆる二工区の発注の中で、雨で崩れて、彼らも相当、このリース料とか含めて、いろんな被害を被っておるのは事実でありますから、その工事自体が一体的にやらなければいけないような状況にあるということは、いわゆる防衛省とも含めて随契で可能であるということで、その了解を得て今の今日の契約の議案になっておりますので、その辺は十分考慮しながら、その連携性があるということを防衛省も認めて、それで契約していることをぜひ御理解していただきたいと思います。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：14時32分）

（再開：14時41分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

12番大城誠一議員。

⑫議員（大城誠一）

今のこの議案第14号 工事請負契約の締結についてというふうなところで、1点、お聞きしたいと思います。

今回のこの工事の崩落したことによって新しくやるというふうなことでありますけど、そのとき、これまでのお話というのは雨水、その辺のところ、雨水が相当降って崩落したというふうなことであります。

今回の工事は、そこら辺の壁、形成してる壁の強化、その辺も図って二度とそういうことがないようにというふうなことだと思うんですけども、この工事については、具体的にどんな工事になるか、そこら辺を1点お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

今回の請負契約につきましては、先ほど工事概要にもありましており、すみません、ちょっと図面のほうを見ていただきたいと思いますが、図面の1ページ。

今回施工する工事は、赤で塗られているところが施工する工種になっております。右側が、図面右側の赤で塗られているところは、法面整備や、あとアスファルト、コンクリの施工をする箇所になっております。それと、B棟の敷地内、斜線で引かれている部分につきましては、遮水工事、遮

水シート分。それとあと集排水管、管の埋設等々の工事となっております。周辺の道路につきましては、搬入道路の整備となっております。それと周辺に赤く塗られている斜線につきましては、防護柵を設置しようということでございます。これが主な第三工区の工事となっております。

第二工区、今現在やっている第二工区の工事なんですが、これは先ほど申しあげました豪雨でパネルの崩落がありましたので、それを復旧するための工事となっております。工種としては地盤改良工事、それと、パネルの設置工事が主な内容になります。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「賛成討論あります」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番平田安則議員。

⑤議員（平田安則）

南城市の平田でございます。賛成討論させていただきます。

今回、請負契約、先ほど来いろいろな議論がございます。そして、随意契約ということで、当局のほうではガイドラインに沿ったしっかりした方法をもって、今回は、167条の2項1項の6例目の入札によることが不利な場合ということを考えて、今回の契約に至ったということでありませぬ。先ほど来、議論の中で見積書の徴取であったり、その方法については随意契約ガイドラインで示されている中で、当局では今回、こういう方法を取られたということも十分理解できました。

今回の工事ですね、豪雨による土砂崩壊が主な原因ということなので、それについて南城市、本当に地元の方々、大変心配されておられます。そういうことで、当局の皆さんには補助を出していただける防衛のほうとも、災害復旧について一生懸命努力されてこられて、今回のこの契約に至ったということも重々承知しております。そういう意味でも、地元の間として本当に感謝申し上げます。

そういう中で今回の工事請負契約が上程されて、これからある意味、災害復旧、それと最終的な形に向けて仕事が進められていくわけなんですけれども、地元の方々、一遍ああいう災害というのを見せまうとですね、どうしても不安というものが先に立ってまいりますので、ぜひとも今回、工事においてその不安を払拭できるように、しっかりとした体制でもってですね、そして、しっかりとした工法でもって、復旧していただけるものだと確信しておりますので、どうか議員諸氏におか

れましては、今回の工事、全員です、南城市民の不安を取り除く方法だということを理解して
いただいで、御賛成いただけるようよろしくお願いいたします、賛成討論いたします。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

これで討論を終わります。

これより議案第14号 工事請負契約の締結について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議決事件の字句等の整理

○議長（新垣繁人）

以上で本日の議案審議につきましては終了いたしますが、議決事件の条項、字句及び数字などの
整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するもの
については、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しま
した。

◎閉会の宣告

○議長（新垣繁人）

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて、令和4年第2回南部広域行政組合議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

（閉会時刻：14時49分）

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長	新垣 繁人
1 番	大田 予
2 番	長瀬 安治